慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	八幡信仰の起源について
Sub Title	Origin of the Hachiman-worship
Author	佐志, 傳(Sashi, Tsutae)
Publisher	三田史学会
Publication year	1957
Jtitle	史学 Vol.30, No.2 (1957. 11) ,p.71(207)- 113(249)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571100-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八幡信仰の起源について

佐志傳

一、八幡信仰の概要
二、八幡宇佐宮御託宣集の解說
三、八幡信仰の諸說話
四、八幡信仰の起源

一

八幡神は、古くから伊勢につぐ第二の宗廟として仰がれ、國民上下の各層より最高の敬意を以つて尊崇せられてきた神であり、その信仰は天平年間の東大寺盧舍那佛の鑄造神助託宣を契機として中央の社會に進出して以來、鎭護國家神として時の指導勢力の崇敬をかち得たのを初めとして、中世武士の勃興と共に武門——特に淸和源氏——の信仰篤く、その莊園支配という社會機構の內に巧みに利用されて、やがて各地の鄕村の氏神、產土神となつて全國に勸請され、庶民の信仰生活において鞏固なる基礎を築きあげて今日の如き盛況をみるにいたつたのである。八幡信仰がこのように全國的な廣がりと篤い崇敬を得るようになるのには、種々の要素とそれに伴う事件とをエポックとして擴大強化されていつたのである。

例えば八幡神が正史に初めて現われるのは天平十二年冬十月九日（續紀）藤原廣嗣追討のため、大野東人が大將軍となり宇佐八幡宮にその戰勝を祈請したという記錄があるが、この記述によつても、八幡神が戰勝祈願をうけるような神、卽ち外敵征服の性格を帶びた神として受取られていたのである。この時はすでに西陲の一地方神としての宇佐八幡ではなくて、中央の勢力にまでその神威を發揚していた九州の一大名祠にあげられていたと解さるべきであろう。そのような時に聖武天皇は同年河內國智識寺の盧舍那佛を拜してその造像を計畫し、次いで十五年五月の詔勅となつてこれを正式に發表した。この東大寺盧舍那佛造像に際して宇佐八幡神が神助を與え造像を完からしめんという神託を下したことが天平勝寶元年十二月の宣命に見える。すなわち

去辰年河內國大縣郡乃智識寺爾坐盧舍那佛遠禮奉天則朕毛欲レ奉レ造止思登毛得不レ爲之間爾豐前國宇佐郡爾坐廣幡乃八幡大神爾申賜閇止勅久神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉无事立不レ有銅湯乎水止成我身遠草木土爾交天障事無久奈佐牟止勅賜奈我良成奴禮波歡美貴美奈毛念食須云々（續紀）

とあつて、これによれば聖武天皇の勅願も造佛に必要な素材の不足に躊躇している時、宇佐八幡神が託宣を下してその助力を誓約したことを物語つており、大佛造像の當初から八幡神がこれと密接な關連を有していたことを示しているのである。そのことを更に裏書きするものとして、この事件に二つの大きな要素が含まれていることをあげなければならない。第一は大佛造像の發願より二年前の天平十三年閏三月に八幡宮へ經文を獻じ三重塔一基を造らしめていることである。（續紀）

無論この事實は前年の藤原廣嗣の叛亂平定のため大野東人が祈願した、その宿禱に對するものであつて直接大佛造像

とは關係ないが、これは八幡神にはやくから神佛習合という衆知の事實があり、それがためにその返禮を行う場合にもこのような經文塔婆の寄進造營のことがあつたのであつて、この時から八幡神の神佛習合が始まつたとは考えるべきではない。第二は天平二十年八月に八幡大神の祝部である從八位上大神宅女と、從八位上大神社女がそれぞれ外從五位下に敍せられたことと、天平勝寶元年十一月に八幡大神の禰宜外從五位下大神社女と、主神司從八位下大神田麻呂の二人に大神朝臣という姓を賜わつたことである。(續紀)

大神宅女、社女が敍せられた外從五位下という位は、外位ではあるがこれを中央の律令制下の官位相當官によると、神祇官では伯につぐ大副の位であり、地方官では上國の守も從五位下である。又大神社女、田麻呂が賜つた朝臣という姓は、天武賜姓によると第二等の姓であつた。このように宇佐八幡宮の祠官、殊に大神氏の禰宜、祝に特別の待遇をしていることは甚だ興味ある問題である。社女田麻呂に賜姓のことがあつた直後十一月十九日には八幡神の託宣があり平城京へ進發することになり、八幡神の神輿は十二月京南の梨原宮に安置された。この時八幡神の神輿に隨行したのが社女と田麻呂であり、社女は十二月二十五日紫色の輿に乘り聖武天皇以下百官諸氏を隨えて東大寺を參拜した。先に揭げた宣命はこの時のものであり、同日尼社女は外位でない從四位下を授けられ、田麻呂は外從五位下に敍せられた。(續紀)

天平十三年から天平勝寶元年にいたる僅か九年間に經文塔婆の寄進造營と、社女、田麻呂を中心とする八幡宮祠官、特に大神氏の進出ということは、八幡神の特性を最も端的に表わしたもので、前者は神佛習合の先驅をなした神であることを物語り、後者は託宣を下す神、更に極端にいえば神託を傳える巫女の存在を必要とする神ということであり、この要素が前者と關連して遂に中央政局に進出する要因となつたのである。

而もこのように中央で鎭護國家神と仰がれるようになつて、更にその基盤を一層强化せしめたのはかの道鏡事件であつた。皇位をねらう道鏡に派遣された和氣清麻呂は、宇佐八幡神の「我國家開闢以來、君臣定矣、以レ臣爲レ君、未二之有一也天之日嗣必立二皇緒一無道之人、宜二早掃除一」（續紀神護景雲三年九月の條）という神託を復唱した。これをきいた道鏡は怒つて清麻呂を大隅に流し、清麻呂の姉法均を還俗せしめて備後に配したが、翌寶龜元年八月道鏡は失脚し下野に配されたため、九月清麻呂と廣虫（法均）は許されて京師にのぼつた。この事件によつて八幡神は神託を下すという八幡神固有の特性を遺憾なく發揮し、大佛鑄造の際の神託によつて特徵ずけられた鎭護國家神的性格をより一層明確に打ち出して、皇統擁護神として後世歷代天皇の崇敬をかちえて遂には第二の宗廟とまで仰がれる基礎をかためたのである。ところがこの道鏡事件の前後に八幡宮では託宣のことで不正事件が發覺し、その結果神宮祀官の更迭をみるという不祥事が起つた。卽ち八幡神が平城京に向つた天平勝寶元年より五年經た天平勝寶六年十一月に、その際の中心的人物たる多麻呂と社女が遠流の刑に處せられていることである。（續紀）

社女、多麻呂等が流刑に處せらるべき罪科の說明には、藥師寺僧行信と意を同じくして「厭魅」をなしたとある。僧侶と神官とが同一の目的のため邪俗なる祈禱をしたことが處罰の原因であるが、これでわかることは善きにつけ惡しきにつけ社女と多麻呂は事件の核心にあつてそれを進捗せしめる位置にあり、禰宜社女、主神多麻呂という體制がくずれて他と替り、大宰府から封戶位田等の檢査を受けたということである。神宮には八幡神東上の翌年天平勝寶二年二月に一品八幡大神には封戶八百戶、位田八十町、二品比賣神には封戶六百戶、位田六十町の寄進があつた。（續紀）これは祿令第十五の「凡食封者一品八百戶二品六百戶」、田令第九の「凡位田一品八十町二品六十町」とある親王の一品、二

品と同額であり、神祇に對して寄進した例では最初のものであろうと思われる。さてこのように尨大な封戸位田の寄進を受けるにいたる過程に、藥師寺の僧行信と八幡宮祠官社女と多麻呂等が結托して、八幡神の託宣なりと僞つて朝廷にせまつた事情が明るみに出された以上、八幡宮としては事件の收拾を計つて八幡神託宣の面目を一新しなければならない。ここに再び神託を發して天平勝寶二年に寄進された封戸、一品八幡大神と二品比賣神の分を合せた千四百戸と、同じく位田合計百四十町を、社女多麻呂處分の翌年、天平勝寶七年三月にそのまま朝廷に返上してしまつた。(續紀)最初これらの封戸位田を請い求めたときの神託にどのような大義明分を織り込んだかは不明であるが、この神託ではそれによつて寄進されたものを「徒无レ所レ用、如レ捨二山野一」と云い、その掌を返えすような豹變ぶりには一驚せざるをえない。そこには矢張り八幡宮祠官の社女多麻呂の禰宜主神體制から、もう一つ別の禰宜宮司體制への移項ということを考慮に入れないと理解に苦しむ託宣である。社女多麻呂のなきあとその職を襲つたのは辛嶋勝與曾女と宇佐公池守であつた。(『東大寺要錄』四所引弘仁十二年官符)

天平勝寶五年に日向へ流された社女はその後史書に其の名を現わさず遂に史上より抹殺されてしまつたが、一方多麻呂は事件より十三年の後天平神護二年十月、多褹島へ流される筈であつたのが社女と共に日向へ流され、多麻呂一人が許されて、外從五位下を授けられ豐後員外掾に任ぜられた。(續紀)社女が許されなかつた理由には、禰宜という職掌柄八幡神の託宣を受けてそれを傳える直接の當事者であり、それを聽取し發表するのは宮司の役であるから、託宣の眞僞が問題になつた場合、直接その責任を負わされるのは禰宜ということになり、このような理由で許されなかつたのかとも考えられるが、その裏面に何か政治的な暗いかげがあり、禰宜は宮司に操られてロボットの如く動かされ、政爭の

具に供されたのではなかろうかという疑惑も起つてくる。このような時に道鏡事件は勃發したのである。當時の禰宜は辛嶋勝與曾女、宮司は宇佐公池守であり、この事件は先に述べたように八幡宮側にとつて、これ迄の不名譽を挽回してなお餘りある結果となつた。しかしその後も八幡神の託宣は依然としてその眞僞を問われ、託宣の眞僞は結局祠官個人の問題となるので、大宰府は寶龜四年主神中臣宅成、及び對馬、壹岐の卜部を宇佐に派遣して、神宮祠官を個別に卜定するという事件が起つた（『大日本古文書』所收石清水文書之二）。ところが『東大寺要錄』に引用する弘仁十二年の官符によると清麻呂は寶龜二年に豐前守に任ぜられており(1)、この事件の決着をつけた代表者は、道鏡事件で八幡宮の神託を全面的に信じそれを復唱したため、一時失脚した當の清麻呂であるという皮肉なことになつた。この事件は禰宜辛嶋勝與曾賣が託宣を僞わつたということになり、それに連座して宇佐公池守も宮司職を解かれ、多麻呂は再び大宮司に任用されたが、二月九日八幡神が解任された與曾賣に託して神託を發し、結局與曾賣、池守はそれぞれ禰宜、少宮司職に復活し、神宮祠官の門地を大神氏は大宮司、宇佐氏は少宮司、辛嶋氏は禰宜祝と決定して大宰府の判決を完全にくつがえしてしまつた。（前揭書三七八―三八六）

この事件の一つ一つを通して考えられることは、神託というものは結局八幡神の神意を託される禰宜や祝の態度如何によつて時によつては甚だしく曲げられることもあるということであつて、その結果禰宜等は宮司との共同の利害の下に封戸位田をのぞみ、更に禰宜自身は大神、宇佐二氏の宮司職爭いに利用されてその渦中に捲き込まれるという極めて人間的な存在であつた。大宰府から八幡託宣の眞僞を卜定され祠官の解任を申し渡されても、再び神託を下して以前と變りのない狀態に復したり、後世大宰府と對立し時には大宰府の勢力を凌ぐようになるその基調がこゝにも窺えよう。

八幡神の特質は他の神祇に先き驅けて佛教と交流し、神託を發して中央政局に確固不動の地位を占めたということであり、その特徴を最も効果的に發揮した人物は、八幡神東上の際における神官であると同時に佛徒でもあつた禰宜尼社女であつたろう。このように八幡神は朝廷の内部に精神的支柱として篤い信仰をうると同時に、貞觀元年男山の地に八幡神を勸請してその信仰をますます高めた。この石清水八幡宮の創設は紀氏出身の大安寺僧行教が宇佐八幡宮に參籠した際託宣を受けて男山の地に勸請したのであり、奈良時代の八幡神入京の事件と相俟つて八幡宮と佛教との密接な關連を如實に物語るものであつて、石清水八幡宮鎭座以後は朝廷の崇敬ひとえに石清水に集つた觀があり、以後八幡宮を代表するが如き様相を呈した。この石清水八幡宮鎭座により八幡宮は清和源氏の厚い尊崇をうけ遂には氏神と仰がれるようになつて、八幡神は全國的に勸請されその信仰は絶大なる勢力をもつようになつた。鎌倉時代の莊園支配という社會機構の下に、源氏の氏神として治承四年賴朝によつて石清水八幡宮を鶴岡に勸請するに及んで、時代の主流をゆく神祇となつて一躍全國的な武家の崇拜をうけるようになつた。室町時代になると八幡信仰の發達はその最盛期に達し武家が各地の居城の鎭守としたのをはじめとし、各地の寺の鎭守もその祭神の如何を問わず八幡と號する等源氏の一流たる足利氏の崇敬の念も合せ手傳つて庶民の間にまで滲透發達するに至つたのである。

以上が八託信仰の中世までの發達過程であるが、その根柢にひそむ八幡信仰の中核となり八幡信仰發展の根本的要素となるものは實に八幡神の佛教との早期關連と八幡託宣であつたといえよう。そこで本稿はこの二要素のよつて來つた八幡信仰の起源を『八幡宇佐宮御託宣集』を通じて窺つてみたいと思う。

二

『八幡宇佐宮御託宣集』（以下託宣集と略稱す）は古くから神祇史研究家の手によつて屢々引用され解説を加えられているが、[2]明治以降も栗田寛氏をはじめとして、[3]柳田國男氏の民俗學的考察、[4]肥後和男氏の神話學的研究[5]があつた。このような時期に中野幡能氏は託宣集の説話と宇佐地方の古傳に注目し、八幡神示現の問題を神宮奉仕集團内部における力關係に見出した劃期的な論を發表し、[6]又相葉伸氏は託宣集を梵網經との關係において位置付けしている。[7]これら先學の諸學説は八幡信仰の究明に幾多の示唆を含んでいるが、今しばらくこれらの諸説を措き、託宣集を充分に分析し託宣集獨自の説話を摘出し、その後でこれらの諸説を檢討してみたい。先ず順序として託宣集の著者、著作年月、編成、諸本のことを述べよう。

託宣集は宇佐八幡宮の神宮寺彌勒寺の社僧神吽が、正應三年（一二九〇）二月十日より正和二年（一三一三）八月まで前後二十三年間の年月を費して、散佚した舊記古記錄を蒐集編纂したものである。舊記類散佚の事情は託宣集の序文及び跋文に説明がある。序文によると

後鳥羽院元暦甲辰、源平之氏雌雄之間、管二豐後國一之賊、破滅二當宮一之剋、從レ是散亂失云々

とあり、跋文では更に詳しく

元暦之年、源平之亂、豐後國武士惟榮惟隆等濫二入宮寺一淨場捜取二往古文書一、依レ之舊記令二紛失一、緣起不分明云々

と記されている。卽ち元暦元年（一一八四）源平爭亂の渦中にまき込まれた宇佐神宮は、[8]源氏に加擔する豐後緒方一族

の臼杵二郎維隆、緒方三郎維榮兄弟の亂入を受け、神殿は破壞され神寶は取り去られた。[9] この騷動の時に神宮の舊記類は多く紛失し爾來緣起が不分明となつてしまつたのである。このことをなげいた神吽が散佚した古記錄を蒐集し前後の違亂を尋ね後世のために纂撰したのが「我名護國靈驗威力神通大自在王菩薩」という八幡託宣を各卷名とする全十六卷の託宣集である。著者神吽は

神吽生二比義二十一代之家一、入二釋氏二十八代之門一（託宣集、序文）

と自稱しており、八幡神出現に與つて力のあつた大神比義の子孫と稱え、佛門に歸依して彌勒寺に入り正和三年十二月二十日八十四才の高齡で歿した。[10] 神吽が託宣集編纂を思いたつたのは六十一歲の時で、その完成の時には八十三歲の高齡に達しており、その翌年彼は死去したのであつた。託宣集の編成は先に觸れたように八幡神の託宣に依つた「我名護國靈驗威力神通大自在王菩薩」という十六文字の一字を卷の名稱にした本文十六卷と序文及び跋文からなつている次にその名稱を列記しよう。

我卷　日本國御遊化部
名卷　御因位部
護卷　三國御修行部
國卷　三所寶殿以下事
靈卷　菱形池邊部
驗卷　小倉山社部上

威卷　小倉山社部下
力卷　大尾社部上
神卷　大尾山社部中
通卷　大尾社部下
大卷　又小椋山社部上
自卷　又小椋山社部下
在卷　若宮部
王卷　馬城峯部
菩卷　異國降伏事上
薩卷　異國降伏事下

以上の十六卷であるが、非常に大部であることと卷名を闕く寫本があるため、順不同に筆寫されたのをそのまゝ綴り込んだり、或いは全く或る卷を闕いているものがある。託宣集の諸本にはそのような理由のため完本が割合にすくない。神吽の自筆原本が散佚した今日、最も古い寫本の一つと考えられるのは宇佐神宮藏本で(11)、託宣集奥書に大內道雄が臺教徒信譽法印に應永二十四年に筆寫を命じ、翌應永二十五年（一四一八）年に完了し八幡宮に献上したとある完本の託宣集である。これとて神吽が擱筆した正和二年より約百年後れるものであるが、現存託宣集の大部分がこの奥書も載せているから、非常に貴重なものと云わなければならない。その他の諸本の書寫年月のわかつているものはすべて江戸時代

のもので、宮内廳書陵部藏本[12]は寛永八年（一六三一）三月二十四日から四月六日へかけて石清水護國寺權別當敬清によつて書寫された五冊本で闕卷があり、薦神社（大貞八幡）藏本[13]は貞享二年（一六八五）正月の奥書がある完本である。この大貞本で注目すべきことは「大尾山社部中」に「和氣清麻呂爲勅使參宇佐宮事被書繪詞」を載せているが、何れの諸本も繪の部分は「こゝにゑあり」と省略している處を、五箇所ある内四箇所まで挿繪が載せられていることである。この意味で大貞本は書寫年月は比較的新しいが注目すべき寫本である。その他、上野圖書館藏本、筥崎宮藏本、無窮會藏本、宮地治邦氏藏本等種々あるが、上野本を除きいずれも完本でなく善本とは認め難い。託宣集の諸本は以上のようなものであるが、これから引用する託宣集は宇佐神宮藏本を底本として筆者が他の諸本によつて校訂したものである。

さてこゝで託宣集の内容を分析し託宣集の參考文献と思われるものと比較檢討してみたい。そのためにまず託宣集が出典を明らかにしてその本文を引用している箇所をA、出典は明らかにしていないが、大凡の推測でその出典を窺うことの出來る箇所をB、全然他書によらず託宣集獨自の内容と思われる箇所をCと區分し、この三種に分けて考えてみよう。「我卷」では、Aは延喜式神名帳の日向國、大隅國、豐前國を引用した所が二箇所、法華經第一、第二、第五、第六、第八卷を引用した所が二箇所、他はすべてCであるからこの卷は殆んどCと云つてよかろう。「名卷」では、A、日本書紀仲哀天皇條を簡略に記し、神功皇后の三韓征伐の項を殆ど全文引用したところが一箇所、萬葉集卷第五山上憶良の「鎭懷石の歌。一首竝びに短歌」の全文をあげて同く神功皇后が胎兒の出產を一時おさえた石のことにふれたのが一箇所、應神紀を簡略に記したのが一箇所、仁德紀、卽位前紀、四年條、十二年條を記したのが一箇所ある。更に類聚

國史第廿一の記述として應神卽位前のことを記した箇所を引用しているが、現存の類聚國史には二十卷より二十四卷まで闕卷になつており、託宣集引用のものが、今は見られない類聚國史の本文かとも考えられるが、前後の關係や文體から推して類聚國史の本文とは考えられず、しかも內容は應神卽位前紀の內容と全く同一で章句も同文であるから、これは神吽の誤引であろうと思われる。B、憶良の歌にある鎭懷石のことを記した筑前風土記兒嬰石の項を全文引用している。結局この卷は全卷書紀、風土記、萬葉集の引用でありCは殆んど見當らない。「護卷」では、A、阿蘇一本緣起の引用二箇所但し二箇所は同文である。御由來記の引用一箇所、住吉緣起の引用一箇所、香椎宮緣起の引用一箇所、大隅宮緣起の引用一箇所、この大隅宮緣起は『惟賢比丘筆記』の「大隅正八幡宮本緣事」を更に詳しくした記述である。これら諸社の緣起は各社に傳わらないものが多く、八幡宮關係の史料を見出す事は無論であるが、むしろ各社の緣起がみられるということで、恰も釋日本紀が今日散佚した風土記を引用していることによつてより貴重な史料的價値を有する如く、これも又貴重な史料である。その他はすべてCであり、この卷はAといつても殆んどCに近いものであり、全卷Cとみても差支えないと思われる。「國卷」では、A、法華經序品を引用せる所一箇所、他はすべてCであるからこの卷も前卷と共に全卷Cとみられる。「靈卷」では、A、託宣集に「日本書紀云欽明天皇三十二年辛卯　八幡大明神顯於筑紫矣」とあり欽明紀三十二年の條にはこのような記載がないが、八幡宮の緣起に欽明天皇三十二年に示現したという記事があるため神吽が故意に挿入したものであろう。扶桑略記第二の放生會の由來を記した箇所の引用一箇所、政事要略第廿三の同じく放生會の由來を述べた箇所の引用一箇所、同じく放生會のことを載せた延喜格の引用一箇所。Bはなく他はすべてCであるから、この卷も殆んどCであると云つてよい。「驗卷」ではA、類聚國史第五八幡大神の項の天

平十三年閏三月の八幡宮に經文を寄進し三重塔一基を創建するという條を全文引用せるところ一箇所。次はBに入るか否か聊か疑問であるが、續紀天平勝寶元年十二月の條に載せる有名な東大寺大佛鑄造援助の神託を載せるところ一箇所。その他全卷の大部分はCであるから、この卷もCとみなしてよいと思う。「威卷」では、A、類聚國史第五八幡大神の項の天平勝寶元年十一月及び十二月の八幡東上事件の條を全文引用せるところ一箇所、同じく天平勝寶二年二月と十月の條全文を引用せるところ一箇所、同じく天平勝寶七年三月と八年四月の條全文を引用せるところ一箇所、同じく淳和天皇天長六年五月の條を全文引用せるところ一箇所、又「同廿一云淳和天皇天長十年癸丑十月戊申」と再び類聚國史廿一卷を引用しているが、これは明らかに類聚國史卷五神祇五八幡大神の項の「仁明天皇天長十年十月戊申」の條を誤引したものであろう。次は矢張り神託で天平勝寶七年三月の封戸位田を返上する際のものであつて、續紀や類聚國史の記載と多少異つているからBとは云えないかもしれないが、内容に興味深い點があるから揭げておく。

吾禮不願矯須神乃命利請取一千四百戸且徒無所用志如捨山野志宜奉返八百餘戸於朝庭志造宮造寺乃料奈利者

このようにこの卷には類聚國史の引用が多いが、Cと思われる託宣が豐富に載せられている點より矢張りこの卷もCと考えたい。「力卷」では、A、類聚國史卷九の神護景雲三年九月の條として道鏡事件における八幡神の託宣と清麻呂の復唱のことを記しているが、現存の類聚國史卷九は新嘗祭、鎭魂、神今食の項であり、道鏡事件の託宣の記事は見當らない。ところが續紀の同年月の條の宣命と本文の記述を全文引用しているから、これも今までにみたられたように神吽の誤引であろうと思われる。その他は全部道鏡事件に關連したCの託宣である。「神卷」では、Aは全くないが全卷殆んどBであつて、すべて清麻呂の道鏡事件に關係した記述の轉載である。卽ち日本後紀延曆十八年二月二十一日の清麻

呂に關する相當長文にわたる記載の全文を引用したところ一箇所、「和氣清麻呂參宇佐宮繪詞」（史籍集覽十二所收）の全文引用一箇所、以上の二箇所でこの「神卷」は終つており、Cは全く見られない。「通卷」では、本來はCであつたものであるが、古記錄散佚のため他社の寫本によつたためBとみなされるものが大部分を占めている。卽ち「廣幡八幡大詫宣幷公家定記」（石清水文書之二『大日本古文書』所收）の殆んど全文の引用である。石清水文書の文書番號で云えば三七七――三八六の十通の文書の全部と、文書番號のない文書斷簡の大部分「二月七日乎以云々」（石清水文書之二、五五―五六頁）、「一八幡宮司牒上大神詫宣事」（同書五六―五七頁）、「一比咩大神御和歌」、（同書五八頁）、「一八幡大神歌」（同書五八―五九頁）、「一品廣八幡神乃給部留綿二千屯云々」（同書五九頁）、「一品廣幡八幡神以寶龜四年二月廿五日春大祭告身護と所給狀」（同書五九頁）等八片中の六片を引用している。その他若干Cの託宣を載せているが、この「通卷」はBとみてよいと思う。「大卷」では、A、續後紀承和四年十二月十一日の條全文の引用一箇所、豐前國風土記逸文の引用一箇所、これら二つはいずれも鹿春神のことを述べたものである。彥山緣起の引用一箇所、その他はすべてCに屬する託宣で、特にこの卷に仁聞菩薩の事蹟を述べた箇所があり注目に値する一卷である。「自卷」ではA、Bに該當する項なく全卷Cであるが、この卷では託宣集の特色である佛教臭が强く現われてをり、弘法大師參拜の折の託宣等詳細に載せている。「在卷」ではAとして阿蘇緣起として神功皇后三韓征伐の事蹟を引用している外はすべてCと思われ、この卷は八幡の若宮信仰をみる上に非常に面白い素材を提供している。「王卷」では全卷がCであり、八幡神出現の由來及び馬城峯にある三柱石、三鉢水のことを佛教的に解釋してあり、馬城峯山頂の繪圖を附している。「菩卷」では、A、住吉緣起を引用せるところ一箇所、さきの「名卷」で引用した書紀を簡略にした文を再びこの「菩卷」で再錄しており、兩卷

の内容はかなり重複している。卽ち仲哀紀、神功皇后紀、類聚國史卷二十一と誤引せる應神紀、及び仁德紀の各略抄である。ところが仁德紀を引用している箇所に

同天皇三十三年、新羅賊徒數萬人來合戰、皆有二官兵一

という一條がある。この三十三年の條は現存日本書紀に全然見られず、さきの「靈卷」で欽明天皇三十二年の場合のように全く無視すべきものかどうか、聊か解釋にくるしむところであるが、大方の注意を喚起する意味で載せておく。このAの部分が「菩卷」の三分の二を占め、殘り三分の一のCは「舊本記云」として非常に興味ある內容で神功皇后の事蹟を取扱つたものである。結局この「菩卷」はA並びにCと考えるべきであろう。最後の「薩卷」では、A、卷頭に欽明天皇御宇「日本記（付扶桑略記）云」として八幡神出現のことを記しているが、さきにも述べたように書紀には八幡神出現の記載は全く見られない。ところが託宣集で「付扶桑略記」と註記している扶桑略記欽明天皇三十二年の條の「又同比、八幡大明神顯二於筑紫一矣。」とある以下「一云。」を省いた八幡神出現の內容のもの全文をあげているから、これも屢々みられる神吽の作意ある引用の一例であらうと思われる。又さきに「靈卷」で引用した扶桑略記第二の養老四年九月の條と、同じく政事要略第廿三の養老四年の條を重復して引用している所が一箇所ある。春日社註進狀を引用せるところ一箇所、その他はCに屬する託宣で主に隼人族鎭定とそれによつておこつた放生會の起源等を述べたものが多く、この「薩卷」はCと看做すべきであろう。この卷では天智紀七年に記載のある新羅僧道行が草薙劍を盜み出したという事件に際して八幡神が

開別天皇御宇仁波新羅乃僧道行國家巨害乃心乎以來着世志時大菩薩依誓令入海事已畢者

という託宣を下した面白い記事がある。

以上が託宣集の各巻の内容を引用せる文献と比較検討し託宣集獨自の内容であろうと思われるものを選び出したわけであるが、託宣集の著者神吽が僧侶であつたために全巻に亘つて強い佛教臭が感ぜられ、彼の宗教的史觀を通してみた八幡信仰の説明であるから、これを史料として用いる場合には極めて愼重なる態度を必要とする。けれども既に述べた如く八幡神が佛教と早期交流をはかり、更にこれを利用して中央政局に進出したということは覆うべくもない事實である。又この託宣集は著者が大神比義の末裔と稱していることから、大神氏中心の系圖のようなものであるとの批評もあるが、八幡神出現に際しての大神比義活躍の記事は託宣集以前の弘仁十二年官符[14]、承和十一年の「宇佐八幡宮彌勒寺建立縁起」[15]、扶桑略記欽明天皇三十二年條、帝王編年記欽明天皇三十二年條にも見られるから、神吽の曲筆とは考えられず、比義の説明には多少超人間な要素も含まれてはいるが、要するに大神比義によつて八幡神は出現したのであるという縁起が存在していたということは云えると思う。

以上述べきたつたところを綜合すれば、託宣集の引用せる文献は書紀、續紀、後紀、續後紀、類聚國史、扶桑略記、政事要略、風土記、萬葉集、延喜式、石清水文書、和氣清麻參宇佐宮繪詞、阿蘇、住吉、香椎各社縁起等の多きに亘るが、各社縁起等は今日見られない記述もあり、託宣集獨自の内容と共に大いに注目すべきものである。又託宣集獨自の内容を多く收録していると思われるもの（C）は、十六巻中十三巻にも亘るところをみれば、この託宣集が佛教化せられた庶民的八幡信仰を九州の各大社との關連において把握するには貴重な史料となるものであると考えられる。更に託宣集は八幡神に關する史書の内で、内容的に一番豊富であるばかりでなく、最古のものであることを考え合せる時、八

幡信仰の起源及びその發達をみる上に託宣集は最も貴重な史料といわなければならない。このような理由より託宣集の尨大な内容から特に八幡信仰の起源に關係する箇所をとりあげて、その内容を更に詳細に檢討することとする。

三

託宣集は編纂の目的から散佚した古記錄を蒐集しその他六國史や類聚國史及び九州の古祠の緣起を引用したものであるから、著者の宗教的史觀によつて選擇されたものと思われるが、なお多くの史料をそのまゝ統一なく内容の異同に拘わらず收錄してある點は極めて興味深い。次にあげる神功皇后三韓征伐の事蹟はその最もよき例の一つである。

(1)住吉緣起云、大帶姬新羅軍之時、登二四天王寺山一、尒時無寺無像復令造之祈願云、欲レ降二伏隣敵一天王護助給、又以二大鈴一附二榊枝一高振呼云、朝廷神達乞施二神威一令レ降二伏敵國一、卽夜住吉大明神現レ形爲二夫婦一、又朝内諸神各相助以打順、而間二人王子生長、第三王子八幡被レ妊、而後被レ產給今宇佐宮是也云々（護卷）

(2)一云、大帶姬爲レ降二伏異國一、於二四王寺峯一奉レ驚二諸天善神一之時、地神第五主彥波瀲尊之靈、夜來而言、汝爲二我婦一者可レ成レ所レ祈也、大帶姬言、我懷妊也、可レ期二平產之後一、仍令二同心一、渡二異國一伐二三韓一歸二本朝一、於二筑前國蚊田郡一而生二皇子一、任二貴約一成二夫婦一、九月於二和多御崎一此御子隱二海濱砂中一、七日之後行見レ之給、躰色鮮容顏美也、入レ手而養レ之追レ日而神也、攝津國西宮濱御前是也、廣田社者御母大帶姬也、殊愛二此御子一故近二西宮一而令二垂迹之坐、御和歌云

廣田與利（トタヘ）常不絕尒賀與布船毛加那我思布事言（コト）付尒爲牟（護卷）

(3)新羅軍到來欲レ傾二日域一之時、大帶姫綠御髮取二髻一、端嚴御面生眉柔軟御手執二弓箭糸束腰帶大刀一給、踏二都羅綿疊之御足一、着二藁沓一、爲二合戰一行着二彼新羅高麗金海府一、新羅高麗合レ心猶有下欲レ傾二日本一之心上、其時大帶姫奉レ懷二妊八幡一之坐、漸々御產日近來之間宣樣、若我懷妊太子日本乃主土成給者今一月不レ下二產門一給登奉誘之坐、令三方士遣二志賀龍宮一宣樣、我加懷妊乃子波是男子也龍女乃懷妊子波又女子也我太子於爲レ聟給、君加女子爲レ婦免土其朝イ龍宮乃寶珠字二乾珠滿珠一借及給江無卽時得給之、對馬與二金海一兩國之間、五十里許、其海忽干保志給、新羅等忽喜悅持二楯鉾一來望レ干レ海合戰之時、大帶姫又持二滿珠一令レ向二彼海一成レ海溢レ潮高麗軍兵等皆溺死然間八幡宣

我母龍宮仁成約束志給幾其契乎果遂氣牟者入二日向國一娶二龍女一之給、其時所生之御子若宮二所若姫二所合四所是也（護卷）

以上の三說話は何れも荒唐無稽の妄說のようにも見受けられるが、これを仔細に考察すると一つの共通した要素がくみとられてくる。(1)では神功皇后（八幡宮第三神たる大帶姫を八幡宮では神功皇后と擬定しているが、正史には見られない稱呼である）が隣敵降伏のため四天王寺山に參籠してその神助を乞うたところ、夜半住吉大明神が現われて、神功皇后と夫婦となり、諸國の諸神をひきつれてその援助を約束した。その結果皇后の征討は成功裡に終り、皇后は住吉神の子供を三人產みその三番目に生れたのが宇佐八幡神であるといつている。(2)では住吉神がウガヤフキアエズノミコトとなり、大帶姫との間に出來た子供が廣田明神となつている。(3)はかなり物語風にかゝれてあり、神功皇后が胎內の應神天皇と龍女の懷妊せる女子と後日めあわすことを誓つて、龍神所有の滿乾兩珠を借り受けた結果無事新羅軍を全滅せしめることが出來た。そして最初の約束通り應神天皇と龍女との婚姻をはかり、その間に生れたのが四人の若宮若姫で

あると述べている。即ち三箇の說話で共通の因子が(1)では住吉神となり、(2)では廣田明神となり、(3)では龍神との誓約と現れている。住吉神は征韓の軍に從つて活躍した神功皇后の荒魂表筒男、中筒男、底筒男の三神であり、その和魂は「吾和魂宜居二大津濱中倉之長峽一、便因看二往來船一、於是隨二神教一以鎭坐焉」（神功皇后紀）とあるように往來する船舶の擁護神であり、廣田神は住吉、八幡、松尾各神を祭り、又その和歌にあるようにこれも矢張り船舶擁護神とみて差支えないと思う。龍神は水神でありその援助によつて神功皇后は目的を果たすことが出來たのである。更にこの說話を九州各地の祭神と關連ずけたものが見られる。

(4)辛丑年三月十三日丙寅時、爲レ令二夷類征伐一於二夷國一住吉香椎八幡聖母御共、一大臣令二筑後國領掌一給高良玉垂藤大臣連保御共也、令二彼國海着一之剋、彼等四十九萬六千餘人也、彼乘船十萬八千艘也、女體皇御來船四十八艘也、略抄可見住吉紀（菩卷）

(5)聖母大菩薩因緣記云、筑前國香栖屋郡御座香椎大明神其名申二大帶姬一、肥前國佐賀イ喜郡御座河上大明神其名申二豐比咩一、々々々申二大帶姬一之給、打取二異國高麗一之給時者、梶取者鹿嶋明神、其姓安曇名吉丸也、語取之給女二人童一人同船三人也、自鹿嶋香椎濱男前一操自香椎濱男前鹿嶋一操也、然後差二異國高麗一而渡給、其海中河上大明神入二龍宮一之給經二三箇日一之後、自レ海之出給、所持之珠二顆其色青白色、青珠號二滿珠一白珠號二乾珠一、以二此兩玉一渡二異國一之給云々（菩卷）

(4)で注目すべきことは皇后三韓征討の際に筑後の高良神が隨つたという記述である。この高良玉垂命は後世のものであるが『諸神記』に

天武二年二月八日依二託宣一勸二請之一、高良者藤大臣連保之御事也、神號曰二高良玉垂命一、以二干滿兩珠一令二奉行之一、故奉レ號二玉垂一、住吉明神之化身也

とあり、又『筑後國神名帳』に

或說云、玉垂命者、豐比賣之別號也、其豐比賣者、神功皇后之女弟、八幡大神之伯母也、亦名曰二與止比賣一、或號二豐玉姬一、或稱二玉垂命一、神功皇后征二新羅一之時、副二女弟豐比賣於安曇磯良神一、而遣二海宮一、以借二潮滿珠、潮涸珠于海神命一、乃以二其兩顆珠一、而命二豐比賣一謀二敵軍一、果新羅之軍衆、悉沒二于海底一而死焉云々

とあつて、後世高良神の活躍譚は廣く喧傳されていることがわかる。そして後に高良神は住吉神の化身であり、神功皇后の女弟にあたり、玉垂命、豐比賣、與止比賣、豐玉姬等種々の名稱をもつ神と解されていた。(5)では河上大明神と鹿島明神の名前が見受けられる。河上大明神は式內社與止日女神社のことであり、この河上明神が水神の許から乾滿二珠を持參したとのべている。肥前風土記によると

又この川上に石神あり。名を世田姬という。海の神鰐魚を謂ふ年常に、逆ふ流を潛り上りてこの神の所に到るに、海の底の小魚多に相從へり。

とあつて、與止日女神社の古い形の民間傳承を傳えている。高良神の名稱に與止比賣というのがあり、玉垂という稱呼も『諸神記』に說くように玉に由來したものであるから、この高良神と河上明神とは玉に關係ある祭神とその信仰をもつていたため、神功皇后外征譚に導入されたものとみられる。高良大社の社殿を廣く取まく神籠石の配置は、その用途上の問題を埒外のこととしても水と石にきざす信仰より起つたものではなかろうか。さてこの河上明神と皇后との關係

は後世の快元本『八幡愚童訓』に「豐姫申(ト)ハ河上大明神御事也」とあり、豐姫は「神功皇后御妹ニテ御座セバ、」とあつて、河上大明神は神功皇后の妹豐姫のことであるといつている。次に船の梶を取つたのは鹿島明神でこれは安曇吉丸といつたとある。鹿島明神と安曇との關係は(5)からは窺えないが、安曇族と志賀明神との關係は次に引用する託宣集の一文によつてかなり明らかになつてくる。

(6)舊本記云略抄

(前略) 今香椎聖母大菩薩申ニ御共大臣宇藤大臣連名筑後國領給高良玉垂將軍一、申募ニ住吉大將軍一高貴德王之子也高貴德皇乍宇(タチマチニ)佐八幡御胎潤腹宿御下着、志賀嶋垂(私襲歟)ニ四十艘船三百七十五人一、卽嶋住人安曇磯良丸今申ニ志賀明神一云娑竭羅龍王御梶取也云(菩卷)

(6)によると安曇磯良丸というのは志賀明神のことであることがわかる。そして後世の史料によると「安曇ノ磯良ト申、志賀島大明神、常陸國ニテハ鹿島大明神、大和國ニテハ春日大明神トゾ申。」(八幡愚童訓)といつて、暗に藤原氏との關連を示している。志賀明神というのは式內社志加海神社のことで、この志賀神社は底津少童命、中津少童命、表津少童神を祀り、舊事記に「此三神者阿曇連等齋祠筑紫斯香神」とあつて安曇族が奉祀した神であることは明らかである。この志賀明神と相對して位置する式內社住吉神社は底筒男命、中筒男命、表筒男命の三神を祀り、この三神と前三神はイザナギノミコトが日向で禊祓した際に同時に示現した神であり、宮地直一氏も指摘されるごとく(16)安曇族によつてひとしく奉祀された神である。

以上(4)から(6)までの說話をみると、(1)から(3)までの說話でみられた船舶擁護神乃至は水神的な要素が更に具體化せら

れ、皇后外征の事蹟にまつわる住吉神、志賀神、高良神の指導的役割を述べており、特に海人族たる安曇氏の奉祀する住吉、志賀二神の說話が濃厚に現われている。又この地域は所謂倭奴國に比定せられ早くから海外と交通し、その優秀な文化を受容していたという點も考慮に入れる必要があろう。

次に皇后外征のことからはなれて、九州の諸社と宇佐との關連を調べてみよう。

(7)阿蘇一本緣記云、此大明神有二三種樣一、天照大神六代孫子、神武天皇二郎、高知尾明神弟、八幡大菩薩兄座云々（護卷）

(8)阿蘇緣記中云、此大明神有二三種樣一、一者神武天皇之二郎、御子高知尾明神之弟、八幡之兄也、二者大宋國賢神、三者現二鷹形一也、神武天皇之二郎者私畧之如前（護卷）

(7)、(8)をみると三社が神武天皇の皇子となり、高知尾明神、阿蘇神、八幡神の順で兄弟の關係にあつといつている。これは(1)で八幡神は住吉神と神功皇后とが兩親であるといゝ、(2)では八幡神の弟は廣田神であるとしている說話と大分內容が變つている。そこで考えられることは(1)から(6)までの說話と、(7)、(8)の說話とはその傳承系列を異にしたもので、これらは別々に發達し傳播されたものではないかということである。そしてその兩系列の折衷された說話として次ぎのごときものがある。

(9)或記云娑竭羅龍王娘五人

一龍王 八歲成佛　二龜門 筑前國

三香椎 筑前國　四河上 肥前國

五高知雄 肥後國

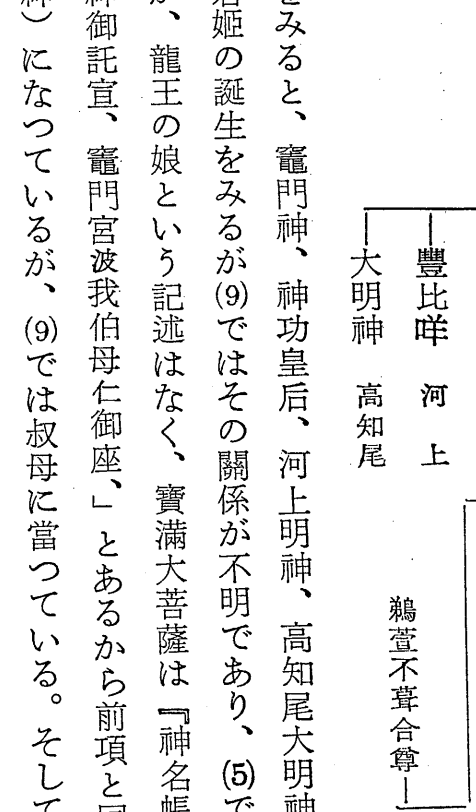

これをみると、龕門神、神功皇后、河上明神、高知尾大明神はいずれも龍王の娘になつて、(3)で八幡神は龍女と結婚し若宮若姫の誕生をみるが(9)ではその關係が不明であり、(5)で香椎と河上は姉妹になつているからその限りでは(9)と合致するが、龍王の娘という記述はなく、寶滿大菩薩は『神名帳頭註』に載せる八幡神の託宣に「延喜廿年六月廿一日、八幡大神御託宣、龕門宮波我伯母仁御座、」とあるから前項と同じケースである。高知尾神は(7)、(8)によつて八幡神と兄弟（男神）になつているが、(9)では叔母に當つている。そして龕門と高知尾が(1)から(6)までの水神系說話に挿入されている。(9)は(1)から(8)までの說話とかなり內容にひらきがあり、整理されたというより却つて混亂した傳承であるが、(1)から(6)までの水神的系統と、龕門神をも含めたの(7)、(8)一系統の複合說話とみられる。

さてこの二番目の一系統とは如何なるものであろうか。これを說明するのに宮地直一氏は高千穗傳說、阿蘇傳說等の如く各個別々に解釋しているが(17)、それでは系列をなす各說話相互の關連がわからないと思う。これを理解するのには矢張りこの系列に共通した要素を見出すことが必要であろう。そのためには(7)、(8)、(9)の三說話はあまりに內容が貧弱であるから、こゝで傍系的史料をあげてこの問題を考えてみたい。

宇佐八幡は延喜式神名帳によると

宇佐郡三座並大
八幡大菩薩宇佐宮名神大
比賣神社名神大
大帶姬廟神社名神大

とあつて、八幡三座を擧げている。そしてその祭神は八幡大神、比賣大神、大帶姬と稱している。八幡三座は創建當時からそろつていたのではなく、八幡神東上のことを載せる續紀天平勝寶元年十二月の條には、大神、比咩神の二神のみあつて大帶姬についての記載がない。大帶姬の鎭座はかなり新しく平安時代に入つた弘仁十四年のことである。託宣集に

嵯峨天皇御宇弘仁十一年神託、同十四年官符云、大宰府弘仁十四年癸卯四月十四日符偁、可レ新造二八幡大菩薩宮大帶姬細殿一宇一云々（我卷）

とあり、弘仁十一年に神託があつて、同十四年に社殿が初めて造られたことがわかる。そしてこの大帶姬という名の神は神功皇后であるといつている。

三御殿

人皇第十五代神功皇后御靈也

嵯峨天皇御宇弘仁年中、有二託宣一示二現大帶姬一者、皇后之靈誕也（國卷）

又大帶姫を神功皇后と擬定した正史における初見は、三代實錄元慶三年三月十六日の條の

豐前國八幡大菩薩宮前殿東一神功皇后御前瓶、無レ故破裂、成二九十片一、破裂時、其鳴如二犢細聲一、云々

とある項であるが、託宣集では弘仁年中大帶姫示現の時から皇后の御靈だとしている。それでは第一神八幡大神と第二神比賣神とは誰を祭つた神であろうか。まず八幡大神について述べれば、既に度々見られたように、應神天皇が八幡神となつて示現したものであるとしている。

一御殿一品

人皇十六代應神天皇御靈八幡大菩薩也欽明天皇御宇三十二年辛卯示現（國卷）

ところが正史における八幡神の初見である續紀天平十二年十月の條においては、ただ「八幡神」とのみあつて、八幡神が應神天皇と看做されているのかいないのかということは、これだけの記述では具體的に說明出來ない。八幡大神を應神天皇であると標榜している一番古い記錄は、石清水八幡宮所藏『宮寺緣事抄』第十三の放生會緣起に引く弘仁十年の官符である。

八幡大菩薩ハ云々　弘仁十年官符偁

神云、大菩薩是譽田乃天皇也、云々

しかし正史にはあくまで「八幡大神」「八幡大菩薩」とのみあつて、應神天皇とは記されていない。そしてこの史料をみると、八幡宮內部から周圍に對して聲明したものであり、一方的なものであるだけに、何かそこに八幡宮側の作意があるのではないかという疑問が起る。香椎宮が神功皇后を祀り住吉社が水海を奉祀することは確かに納得のいく奉祀關

係であるが、宇佐宮が應神天皇を主祭神とするということは、正史によつて知り得る天平年間以降の事蹟からは理解に苦しむことである。そのような理由から八幡神應神天皇說に初めて批判を下したのが栗田寬氏である。先に引用した(7)から八幡大神は神武天皇の第三皇子たる綏靖天皇であるという說をあげ、(1)からは八幡大神を神功皇后の第三皇子とし、(2)では八幡大神がウガヤフキアエズノミコトとなつているといい、(3)においては神代記を引いてヒコホホデミノミコトの故事をもつて八幡大神の傳說としたものであるとのべている。更に第五として託宣集に引用する大隅宮緣起をあげてヒコホホデミノミコトを八幡大神と擬している。[18] 栗田氏の結論は八幡大神をヒコホホデミノミコト、比賣神をその妃豐玉姬としているが、この栗田說はその史料の選擇という點で極めて杜撰であり、これらの說は宮地氏も指摘するように、八幡神を應神天皇と擬定しているがために表われてきたものであつて、[19] 栗田氏の主張するような說話からは八幡神の本來のすがたを知るべき材料は導き出されない。繰り返していえば、(1)から(6)までの說話は大帶姬の神功皇后外征譚を中心とし、それに八幡大神の應神天皇誕生說話を派生的に附隨せしめて、各水神のその際における活躍ぶりを說明しているのであり、(7)、(8)はこれらの系列とは異つた神武天皇を中心とする說話があつて、その兩系列の複合形式が(9)となつて表われるのであるから、そこに八幡信仰の敷衍强化される發展的要素が含まれているのではないかと考えるのである。

さて次に第二神比賣大神の祭神を調べてみよう。託宣集に

二御殿二品食封二千戶　左右大臣同之

人皇第一神武天皇御母玉依姬之御靈也（國卷）

とあり、これを承和十一年の「宇佐八幡宮彌勒寺建立緣起」によつてみると

比咩大御神前住(名カ)國加都玉依比咩命也、又住(今曰カ)都麻垣比咩大御神也、本坐宇佐郡安心別倉東方高岳也（石清水文書之二）

とあつて、玉依姫に「國加都」という詞を冠してあるが、この文書に約六百五十年後の延德三年（一四九一）に註釋を加え句讀點を施した石清水八幡宮護國寺檢校奏清の註記によると、「加都」は「勝」の義かとしてある。それによつても「國加都」は玉依姫に冠した美稱であろうと思われる。又「都麻垣比咩大御神」の「都麻」は「妻」の義であり、行幸會の際八幡神が巡幸する妻垣社の祭神であろうと云つている。この「都麻垣比咩」という神名は、八幡大神の妻、卽ち應神天皇の皇后ということを意味しているように解釋出來る。このように、この第二神比賣大神は史書にも單に比咩神とあるだけで八幡大神との關係を明確にしていない點より、古くからいろいろに解釋され、次のような諸說をうむにいたつた。いまその諸說を大體宮地直一氏の說に從つて分類すれば左の通りである。[20]

一、玉依姫（託宣集、彌勒寺緣起、宇佐八幡宮緣起等）

二、宗像三女神（八幡宮本紀、神祇寶典等）

三、應神天皇の伯母（鶴岡八幡舊記）

四、應神天皇の后神

イ、姨神（太宰管內志）

ロ、妃弟日賣（宇佐宮雜徵）

ハ、皇后仲姫命（豐前志）

五、その他

イ、下照姫　（諸社根元記）

ロ、應神天皇皇女　（諸社根元記）

ハ、宇狹津媛　（信友神名帳考證）

以上の五説のうち第二の田心姫、湍津姫、市杵島姫の三女神とする説は江戸時代から起つたものであり、この説の根據は三女神が宇佐島に天降つたという書紀第三の一書である。この宇佐島を宇佐の地と比定することの誤りであることは菅政友以來の定説である。[21] 今日宇佐神宮で比賣大神をこの三女神に擬定しているが、この第二説は江戸時代に至つて初めて起つた説であるから取るに足らないであろう。しかもこの三女神を奉ずる海人族の宗像氏は、先に引用した(1)、(4)、(5)、(6)に現われる住吉神、志賀神を奉ずる海人族安曇氏と全く別系統の海人族であり、託宣集に後者の説話を多く取り入れた事實はあるが、前者の宗像系説話は極く僅かであるということも考えに入れるべきである。第三説によると、比賣大神は(4)に見られる河上大明神ということになる。しかもそれは愚童訓の説明によつてその關係がわかる程度であるから、この説も有力ではないと思う。第四説も極めて新しい説であり、第五説は附會の説と看做されるから問題とならない。このように考えると一番古くから現われ、宇佐八幡の分身たる石清水においても主張し、又多くの文書が踏襲している第一説が最も妥當であると考えられる。

さて(7)、(8)は玉依姫の子神武天皇を中心にする各社の關係を述べたものであるが、高千穗、阿蘇、宇佐がどのような共通の要素を以て神武天皇と結び付けられているのかが問題になる。高知尾大明神とは宮崎縣西臼杵郡に鎭座する高千

穗神社の祭神高知保皇神のことであろうと思われるが、この高千穗は南方の霧島山と共に天孫種族發祥の地を相爭う土地であり、高千穗神社の正史における初見は承和十年[22]ではあるが、延喜式神名帳に載せず、その創祀は比較的新しいく、信仰もさして大きなものでなかつたであろうと推測される。そのような點から、神武天皇の誕生地と思われる所謂「西洲之宮」を自己の地と擬することによつてその神格を昂めようとする動きが認められるのである。この高千穗の高原を西に向うと阿蘇山がある。和名抄によれば日向國臼杵郡に知保鄕をあげるが、肥後國阿蘇郡にも同名の地名がある。喜田貞吉氏の說によれば、豐後直入郡にも古く高智尾庄という名稱も見られるから高千穗という地名は、もとは日向、肥後、豐後の三國に涉る地域の汎稱であろうとしている[23]。阿蘇神社は健磐龍命（阿蘇都彥命）、その妃阿蘇比咩（阿蘇都姬）及び國造速甕玉命を祀つているが、この阿蘇信仰は火山である阿蘇山の自然力を崇拜する原始信仰で、その自然力の動力源となる火を內藏している山、すなわち阿蘇山を信仰的象徵としているものである。次に宇佐は第二神に神武天皇生母の玉依姬を祀り、しかも宇佐八幡神を奉祀する區域內にも高智尾庄が存在しているから、高千穗、阿蘇、宇佐の三社は神武天皇誕生に關係あるという傳承を骨子として組み立てられた、九州における地域的結合を意味しているのではあるまいか。その關連の過程を更に分析してみると、古來日本歷史に由緖ある土地と考えられる高千穗は、當然その神威を中央に進出せしめるだけの說話を有していたが、實際はそのように振わなかつた。また中央雄飛を目論んではいるものの、さして中央で認められていなかつた阿蘇は、高千穗——天孫降臨と神武天皇生誕地——という地域共同體的意識から高千穗と結托し、神武天皇の生母玉依姬を第二神に祭る宇佐をもその共同體に加入せしめて(7)、(8)にみられる阿蘇緣起の基礎となる說話を造りあげたのではないかと思われる。この場合問題となるのは神武天皇誕生地の土地神

が神武天皇の子供に擬されているという論理的矛盾よりも、これらの三社が說話的に神武天皇に統一されているということである。そしてこの說話は當然生母玉依姫に關連してくるのであつて、これを宇佐の場合でいえば第二神につながつてくるのである。そして(9)に出てくる竈門神社の祭神は矢張り玉依姫であつて、この玉依姫は延喜二十年の八幡神託に見られるように八幡神の伯母であるという說話もあるが、後世にいたると宇佐と同じように神武天皇生母の玉依姫と考えられるようになつた。(24)

ここでようやく最初にわからなかつた第二番目の系列の性格が明るみに出されてきたのである。(1)から(6)までの系統は既に述べたように神功皇后の外征說話を主體とする海神的說話であつて、それは安曇系の海人族の奉祀する神の說話を多分に包含しているものである。一方(7)、(8)にみられる系統は神武天皇生誕說話を中心として畫かれた三箇の同心圓であり、その支柱となるものは玉依姫であつた。これを宇佐八幡の祭神についていえば、(1)から(6)までの系列は第一神たる應神天皇と、第三神の神功皇后を結合したものであり、(7)、(8)のそれは第二神たる玉依姫の說話であるといえる。そしてその複合形式が(9)にみられるのである。これらの二系列の說話は個々に發達したものであり、兩者間の年代的比較が當然問題となつてくるが、これを解明するためには、まず八幡大神を應神天皇と擬し、比賣大神を神武天皇の生母海神玉依姫と標榜する理由と年代とを明らかにしなければならない。そこで再び祭神のことを取り擧げてこの問題を解決しよう。

四

八幡大神を應神天皇と擬する一番古い史料は弘仁十年の官符であつたが、それ以前から、創建の當初から八幡應神說が一般に認められていたか極めて疑わしいことである。記紀にみられる記述から推しても、應神天皇と宇佐との關係は出てこない。八幡神を應神天皇と見る最大の根據は、北九州を中心として廣範に、しかも有力な信仰を持つ神功皇后の威德であろう。その信仰は海人族に信奉せられて、中央においても不動の地位を占めていた事實に着目し、その信仰の中心を少しずらし、胎內にあつて皇后と行動を共にし、九州の地に產れた應神天皇に神系を求めたと解釋される。そしてその時期は少くとも神護景雲三年の道鏡事件の頃までは遡行出來るであろう。天平十二年の廣嗣謀叛事件の頃まではは外敵征服という性格が强く出ており、海人族の奉祀する住吉神と相通ずるものを感じる。天平勝寶元年の八幡神平城京上京當時は佛教と習合している事實を明らかに示しているが、未だ應神天皇と擬する要素には缺けているように思われる。故にその時期は孝謙、淳仁兩朝の頃とみたい。結局八幡神が應神天皇を標榜するにいたつたのは、安曇族が奉ずる海神住吉神信仰の刺戟によつたのである。(1)から(6)までの說話は、非常にくずれた形ではあるが、その間の事情を物語る遺影であろう。そして彼等は海上交通の任にあたつていたがため、當時としては非常に程度の高い優秀な文化を直接移入し、勿論佛教は彼等の手でも將來されたであろうから、八幡神の早期佛教との習合という事實も彼等が與つていたのではあるまいか。

次に比賣大神を玉依姬とする最古の史料は承年十一年であるが、この玉依姬に關して注意すべきことは、同名の異神

が史書に散見されるという事實である。卽ち㈠神武天皇の母にあたる海神の玉依姬、㈡賀茂建角身命の女である玉依比賣（釋紀所收山城國風土記）、㈢賀茂朝臣の祖陶津耳の女の活玉依毘賣（崇神紀、記）、㈣高皇產靈尊の女栲幡千々姬を一名萬幡姬兒玉依姬命（神代紀）、等があげられ、その他播磨風土記神前郡的部里の高野社に鎭座する玉依比賣命、信濃國埴科郡に式內社玉依比賣神社等がある。そして宇佐の場合は旣にみたように㈠の神武天皇の母玉依姬に擬定しているのである。そこでこのように玉依姬という名稱が各樣にも用いられている點より、玉依姬は女神の美稱であろうと推察される。これを逆說的に云えば、ここにあげた玉依姬以外にも玉依姬という名義を持つ女神が存在しても差支えないということである。そこで託宣集にあげる玉依姬は果して最初から神武天皇生母の玉依姬であつたろうかという疑問が起つてくる。それを解くためにまた一つの新しい託宣集の記述も引用しよう。

⑽金刺宮御宇二十九年戊子

筑紫豐前國宇佐郡、菱形池邊小倉山之麓、有二鍛冶之翁一、帶二奇異之瑞一、爲二一身一現二八頭一、人聞レ之爲二實見一行時、五人行卽三人死、十人行卽五人死、故成二恐怖一無二行人一、於レ是大神比義行見レ之更無レ人、但金色之鷹在二林上一致二丹祈之誠一、問二根本一云、誰之成變乎、君之所レ爲歟、忽化二金色鳩（鵄イ）一飛來居二裾上一、爰知二神變可レ利レ人、中然間比義斷二五穀一經二三年一之後、同天皇三十二年辛卯二月十日癸卯、捧レ幣傾レ首申若於レ爲レ神者可レ顯二我前一、卽現二三歲少兒一於二竹葉上一宣、

辛國乃城尒始天天降八流之幡天吾者日本神止成禮利一切衆生左毛右毛任心多利釋迦菩薩之化身一切衆生遠度牟土念天神道止現也我者是禮日本人皇十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂也我名於波曰護國靈驗威力神通大自在王菩薩布國々所々仁垂跡於神

この記述は八幡神出現をのべる託宣集の記載のうちで最も詳細なものであり、八幡信仰の起源を知る上に極めて貴重な内容をもつものである。この引用文で重要なことは、八幡神が先ず小倉山（現在社殿のある山）に「鍛冶之翁」として現われ、「奇異の瑞」を示していたが、大神比義が三年間五穀を斷つて祈念したところ、欽明天皇三十二年に「三歳少兒」となつて顯現し、應神天皇であると宣べたということである。この場合特に注意すべきことは、八幡神が初め「鍛冶之翁」となつて小倉山に現われたという記述である。これを他書によつて檢討すると、『東大寺要錄』巻四に

> 筑紫豐前國宇佐郡。厩峯菱潟池之間。有二鍛冶翁一。甚奇異也。因レ之大神。絕レ穀三年籠居精神。卽捧二御幣一祈言。若汝神者我前可レ顯。卽現二三歳小兒一立二竹葉一。詫宣云。我是日本人皇第十六代譽田天皇廣幡八幡麿也。我名曰二護國靈驗威力神通大自在王菩薩一。國々所々垂レ跡於神道一。是初顯御座。是卽欽明天皇御時也。

とあり、同じく『東大寺要錄』巻四に引く弘仁十二年の官符に

> 太　符　大宰府
>
> 應令大神宇佐二氏　八幡大菩薩宮　事
>
> 右得二大宰府解一偁。檢二案内一。府去弘仁六年十二月十日解偁。得二神主正八位下大神朝臣清麿等解狀一偁。件大菩薩是亦太上天皇御靈也。卽磯機嶋金刺宮（欽明天皇也）御宇天國排開廣庭天皇御世。於二豐前國宇佐郡馬城嶺一始現坐也。再時大神朝臣比義。以二歳次戊子一始建二鷹居瀨社一。而卽奉レ祝二孫夕字一。更改移二建菱形小椋山居一。云々

とある。又『宮寺緣事抄』第十三放生會緣起に引く弘仁十年の官符に

八幡大菩薩ハ云々　弘仁十年官符併

神云、大菩薩ハ是譽田乃天皇也昔齊明歟天皇御代爾豐前國宇佐郡眞木乃峯仁始女天現給天後爾菱方小藏山移坐給利宇佐宮是也、云々

とある。更に承和十一年の「宇佐八幡宮彌勒寺建立緣起」に

右大御神者、是品太天皇御靈也、磯城島金刺宮御宇天國排開廣庭天皇御世、於二豐前國宇佐郡馬城嶺一、始顯坐、尒時大神比義、歳次戊子、建二鷹居社一而奉レ祝之、卽供二其祝一孫多乎、更改移建菱形少椋山社矣、云々（奏淸註記省略）

とあり、『扶桑略記』欽明天皇三十二年正月の條に

又同比。八幡大明神神顯二於筑紫一矣。豐前國宇佐郡厩峯菱池之間。有二鍛冶翁一。甚奇異也。因レ之大神比義絕レ穀。三年籠居（中略）一云。八幡大菩薩初顯二豐前國宇佐郡馬城岑一。其後移二於菱形少倉山一。今宇佐宮是也。已上出二彼緣起文一。

とある。

これらの諸例でみると八幡神が「鍛冶之翁」となつて現われたとするのは五例のうち『東大寺要錄』の本文と『扶桑略記』の二例であるが、その顯現の場所が馬城峯（眞木乃峯、厩峯）であり、後小倉山（小椋山、少椋山、少倉山、小藏山）に移建とするのは五例全部にみられる。そこで八幡神が「鍛冶之翁」となつて現われたのは、小倉山でなくて馬城峯であることがわかる。(25) 更に託宣集にも次のような說を擧げているから、このことは疑いない。

(11)豐前國宇佐郡厩峰菱形池之間、有二鍛冶之翁首一甚奇異也、因レ之大神比義絕レ穀三年籠居精進、卽捧二幣帛一祈言云々（靈卷）

さてこの馬城峯（御許山、大元山）の山頂に大元山神社があり、宇佐神宮奥宮として比賣大神を祭つている。この地方に「宇佐に參るなら御許に參れ、御許元宮、元社」という俚謡があり、大正初期まではこの御許山の祭例には宇佐八幡大宮司がみずからこれを行つたほど、八幡信仰における御許山の信仰は根強く由緒正しいものであつた。(26) この大元山神社は山頂一帯が不入の地となつており、神社には拜殿のみ設けられて、その神體は神城内にある鼎立せる三巨石である。この八幡宮の元社と稱され、嚴肅なる信仰をもつて祭られる玉依姫の、神體とみられている三巨石は何を意味するのであろうか。この問題を解くことが宇佐八幡信仰の起源をたずねることであり、また(7)、(8)にみられる神武系列說話の起るべき基礎となつているものを明らかにすることである。次にまた託宣集の記事を引用しながらこの問題を檢討してみよう。

卅代欽明天皇御宇或孝德天皇御宇云々

(12)昔豐前守、朝々出レ戸之間、見三東方有二金色之光一、所レ現之樣奇異也、仍以二國諸司一令レ行レ東相尋之處、（中略）從此之南有レ山名號二御許一、其山昔申二八幡一之人住返之給彼人爲レ利二來世一今顯現二神明一之坐也、爲二其瑞光一歟、卽使擧登奉レ見レ之有二大石立而三本一、大鷲在二此石一毎朝飛下飛上放二金色光一也、其使已還語申二國宰一、仍國守申二帝王一、從レ其而八幡大菩薩顯給爲レ滿二來世人之思願一示現之故所レ奉レ崇也、其石體之御傍不レ遠有二三井靈水一、湛澄號二御鉢香水一、件水雨降不レ增日旱不レ減只如二本水一乃徃古近代奇異也（玉卷）

(13)或記云大菩薩者、金刺宮御宇宇佐郡御許山爲二鎭護一王城一三種石向二丑寅方一顯坐云云（玉卷）

(14)聖武天皇六年天平元年己巳於内裏七歳童子託宣

吾者是禮人皇第十六代譽田天皇乃御靈奈利奉守百王良加爲尓成神明禮利又顯豐前國厩峯禮坐也三柱乃靈石乎發生須三躰乃香水乎涌出須鎭護國家正像末乃靈水奈利石乎爲躰須水於爲意須者（王卷）

(12)では馬城峯の三巨石が奇異のさまを示しているのでこれを尋ね聞かせると、八幡大菩薩の示現したものであることがわかつたとある。そして(13)ではこの三巨石は王城を鎭護するために顯れたと說明し、(14)ではそれを佛教思想で記している。これらの信仰を端的に現わしたものに兼倶本『八幡愚童訓』がある。

最初ニ現レ玉シ御許山（ミモトヤマ）馬城峯ニハ。三ノ石ニテ現レ玉ヘリ。高一丈四五尺。廣一丈許也。寒雪ノ比ヲヒモ。暖ニマシマシマリト申セドモ。今ハ靈威ニ恐テチカヅキマイラスル人モナシ。只遙ニ拜見スルバカリナリ。王城ヲ守護シ玉ハントテ。東ニムキ玉フ。（御躰御事）

この愚童訓の說明でもわかるように、往時においてはこの馬城峯の三石は、八幡神を奉ずる氏子集團から畏怖の念を以て奉祀せられていたのである。そしてその畏怖の原因となつたものは、嚴冬の候にあつても暖氣を生ずるという熱、換言すれば火の靈力にあつたと思われる。それならこの三巨石が何故火を象徵するのであろうか。

柳田氏も指摘するように(27)、一般に鼎立する三個の石は竈の原初形態と考えられており、南島の「御三つ物」はすでに著名であるが、これはわが國に限つたことでなく、南北兩アメリカにおいても今日三箇の石を鼎立せしめ、それより僅か進歩したものは三箇の石に粘土をはりそれを燒きかためたものがみられる(28)。竈は無論火をたくところであり、三度の食事をもたらすものとしてやがて神聖視され、家族生活の精神的規範として考えられるが、更にこの竈によつておこる火を利用して冶金精錬も行われることに注意したい。

このように八幡神の初めて現われた場所は馬城峯であり、そこには八幡大神ではなくて比賣大神を祀つているということは、宇佐八幡信仰の起源をみる場合最も重要なことである。宇佐八幡信仰の根元は第一神として祭られる八幡大神ではなくて、第二神の比賣大神であつたのである。そしてこの比賣大神とは今日神宮で稱する宇佐島に天降つた三女神ではなくて、玉依姫という漠とした名の神であり、しかもこの玉依姫は託宣集等で擬定する神武天皇の生母海神の玉依姫とは異つた、竈に象徴化された火の神であつたのである。即ち宇佐八幡信仰は玉依姫によつて象徴され、代表される巨石崇拝の原始宗教であつた。その意味で宮地氏[29]や柳田氏[30]が比賣大神を八幡大神の后神と解釋する説には賛同出來ない。この玉依姫が竈の原型である三巨石をし、比賣大神を三女神とみて比賣神信仰を説明する中野氏の説[31]もうなずけない。ヨリシロとすることから、冶金をつかさどる鍛冶師との關連と、さきにのべた神功系説話と神武系説話との關係を説明してこの結論を補足してみよう。

(10)、『東大寺要錄』の本文、『扶桑略記』にみられたように、八幡神が最初「鍛冶之翁」として顯われたというのは、八幡神と鑛業との關係を如實に示したものと考えられる。即ち鍛冶師が八幡神であつたのである。この場合比賣神でなく八幡神が鍛冶師であつたというのは、さきの結論と相容れないようであるが、これはこの兩神を奉祀する氏子集團に原因があると思われる。宇佐地方には土着の宇佐氏が蟠居していたことは宇佐津彦、宇佐津媛の説話でわかるが、その外に神宮の祠官にみられる大神氏の存在も忘れることが出來ない。この豐後の大神（おおが）氏が大和の三輪氏と關係があるか否かは別問題として、大神比義が八幡神出現の際に功績のあつたことは數多くの史料で認められるし、承和十一年の彌勒寺緣起[32]、類聚國史[33]の記述によつて大神氏が大宮司職についていることがわかる。そこでこの大神氏の奉じて

いたのは、八幡神を象徴する比賣大神で、土着の宇佐氏が奉祀する神はその氏神であつたのであろうと推定する。この國造系宇佐氏とこれと別種の（大和の三輪氏と關係があるとすれば出雲系の）大神氏との兩族融合の結果が八幡二社の創祀という形であらわれ、又そのことを說明するために(10)のような說話が生れたものとみたい。そして對外的には土着の宇佐氏の氏神を主とし、大神氏の奉ずる神を從としたのであるが、內部的にはあくまで玉依姬がその神威を代表していた。

さてこの玉依姬という名稱をさきに女神の美稱であろうと推察したが、一般に玉依姬は靈（たま）の寄り來る女性、卽ち身分の貴い巫女の頌稱であり、靈媒の役を負う最高の巫女が神聖視されて、遂には神と解釋されるようになつたと考えられている。(43) 宇佐八幡の場合、八幡神の神託は八幡信仰を支える最大の要素であり、この神託を下すという特性によつて八幡神は西陲の一地方神から中央の國家神へと進出したといつても過言でない。もつともすでにみたように託宣を僞つて下したという事實もあるが、このことは僞託であつても、八幡神の託宣であるとして一時はそれを信じていた、ということを裏書きするものであろう。とにかく玉依姬が最高の巫女を意味しており、その巫女の下す託宣は畏敬すべき神命として全面的に信じていたのである。この意味でも玉依姬が宇佐八幡を代表するという考えは受け容れられると思う。そしてこの玉依姬は、神託を下す巫女の象徵化されたものであるから、これも一種のシャーマンとみなければならない。シャーマンと鍛冶師とはシャーマン系古代社會において密接不可分の關係にあつた。しかもそれはアジア大陸の東北部においては特に顯著である。三品彰英氏(35)の引用するトロッチャンスキーの說によると、ヤクート族では巫女の呪服の裝具をつくる鍛冶は、呪力をもつ鐵と接觸することによつてシャーマン的な性能を持つようになり、鍛冶師とシ

ャーマンの職業が接近して遂に鍛冶はシャーマンとなるとある。わが國においてはこのような例はまだきかないけれども、これと同じような傾向が鏡となつてあらわれ、巫女と考えられる天照大神の象徴となつたとも思える。宇佐八幡は大佛鑄造に關連して中央に進出したが、その際の神助託宣は八幡神の（玉依姫の）このような特性を物語る有力な史料となるであろう

さてこのように宇佐の玉依姫が竈の原型たる三巨石を象徴をする火の神であることがわかつたが、さきの(7)、(8)でみた神武系説話に擧げられた阿蘇、竈門などはどのようにみられるであろうか。阿蘇神社の比賣神は玉依姫ではないが、この神も三個の石を神體としていた。『三代實錄』貞觀六年十二月二十六日の條に

又比賣神嶺、元來有三石神、高四許丈、同夜（註、十月三日）二石神頽崩、

とあつて、阿蘇の信仰が火山に象徴されることを考え合せると、宇佐の比賣神と何かそこに共通のものが潜んでいるように思える。また竈門神社の玉依姫は、宇佐八幡神の伯母にあたるという託宣もあるが、柳田氏が示している近江國の民間宗教に注目すべきことがある。[35] 即ち江州長村の鑄物師の神を豐滿明神と稱していることで、これは竈門神の別名寶滿明神と語音が酷似している。そしてこの神社名がカマドであり、寶滿山の山頂に位置する竈門神社の上宮は巨岩の上に鎭座し、寶滿山は元寶滿山、三郡山と三山が巍立していることもこれを裏書きする素材となるかもしれない。このように阿蘇神と竈門神とは火というものを紐帶として結び付けられ、互に宇佐と關連ずけているものとみたい。そしてこれらの三社は阿蘇の比賣神信仰がこの火の神的特性の中心となつて、地域的な結合による高千穗神をも包括して(7)、(8)、(9)にみられるような説話形態を形造つたものと考える。更に(1)から(6)までにみられる神功系説話は、神功皇后の外

征成功の原因となつた海神の所有する乾滿兩珠がその說話の中核となつており、この玉が古代人にとつて靈（たま）の形態として受容れられ無形の靈の象徵として考えられるようになつた。宮地氏も主張するように[37]、この要素が玉依という名に負つた靈媒たる巫女の神をみるようになつたのである。そして史書にみられる神功皇后の言動は確かに巫女として認められるから、はじめに全然別個の說話形態と考えた神功系說話と神武系說話は、この玉依姬を媒介として一つのものとなつてくるのである。結局玉依姬の玉が石と靈との兩面の意味があつたことにより、後世ではそれが別々に發達し、違つた系列の說話と考えられるようになつたのである。そして兩系列の說話はお互に宇佐の玉依姬より發したものであるが、その場合の宇佐の態度は、神武系說話の場合はあくまで受動的で、緣起によつてもわかるように、この說話の主唱者は阿蘇であつたろう。そして神功系說話の場合は積極的にこの說話を取りいれ、ひいては八幡大神を應神天皇に擬するようになつたのである。ところが宇佐八幡が大佛鑄造神助託宣で鎭護國家神として政局に進出すると、逆に住吉神、香椎神が宇佐との關係を主張してそれにあやかろうとした。そのあらわれが後世の(1)から(6)までにみられる說話であると思う。この兩系列の說話體系が形ずくられた確かな年代は究めがたいが、神功系說話があつてその後阿蘇の主張する神武系說話が起つたことは想像出來る。前者は天平十二年の廣嗣追討における東人の祈願の頃からその要素がみられ、天平勝寶元年の八幡神東上以後八幡大神を應神天皇と標榜するにいたつてから、北九州に根强い信仰をもつ神功皇后の信仰と說話を採り入れたものと考えたい。

以上を綜合すると、八幡信仰は、八幡信仰の形成される以前に玉依姬である比賣神信仰があり、その玉依姬は三巨石にもとずく巨石崇拜の原始宗教であつた。この三巨石が竈の原型を意味しているところから火の神と仰がれ、鑛業にた

ずさわる鍛冶師などからも奉祀せられて鑛業神的性格をもかねそなえるようになつた。一方巫女の象徴化された神としての玉依姫は、そのシャーマンとしての特性からも鑛業神としての性格がそなわつていた。玉依姫の託宣は八幡神託となつてあらわれ[38]、天平十二年以來、大佛鑄造神助神託、皇儲確立神託などによつて八幡神を飛躍せしめる基礎となつた。その間に宇佐八幡は北九州で有力な信仰をもち、中央にまでその神威を及ぼしている神功皇后信仰の示唆によつて、八幡大神を應神天皇に擬して八幡信仰の確立をはかつたのであつた。この場合も玉依姫がその媒介となつていることを考えると、八幡信仰の起源は玉依姫の比賣信仰であり、八幡信仰が發展する原因となつたのも玉依姫であつたといえよう。

註

（一九五七・九・一）

（1）東大寺要錄巻四諸神社八幡宮條「寶龜二年。和氣朝臣清麿任二豐前守一。」

（2）鎌倉期末正和二年以降の八幡宮關係のものには殆んどといつてよい程託宣集の説を踏襲して載せており、宇佐八幡宮緣起、諸社根元記、廿三社註式、八幡宮本紀等枚擧に遑がない。

（3）「八幡の神の考」『栗里先生雜著』一所收

（4）「炭燒小五郎が事」『海南小説』所收、「玉依姫考」『妹の力』所收

（5）「八幡神について」『日本神話研究』所收

（6）「宇佐八幡の發現に關する一考察」『西日本史學』第三號所收

（7）「八幡神の形式」『群馬大學紀要』一輯所收

（8）『平家物語』八緒環の條に、順德天皇は宇佐宮へ行幸になり、大宮司公道の宿所が皇居となるとの記述がある。

（9）『吾妻鏡』元暦二年五月八日及び文治元年十月六日の條參照。

(10)『宇佐宮佐古山學頭代々名帳』に「講代學頭九季正和三季十二月廿日八十四入滅」とある。

(11)十六卷、卷子本烏子紙墨書、金泥罫引、水晶八角軸付、箱は黑塗金蒔繪竹模樣、各卷縱三十糎、罫內二十三・五糎、天三・五糎、地三糎、罫幅二・五糎、約十六字詰。

(12)十二卷六册本、我、國、神、通の四卷を闕く、表紙は宮內廳用紙で後補、本文無罫二十行、一行十六字詰、第六册を除く各册の奥書に「石清水八幡宮護國寺權別當法眼和尙位敬清」と書寫名を明記し、第一册「寬永八年三月廿四日以寫本一校卒」第三册「寬永八年三月廿八日以寫本校卒」第二册「寬永八年三月晦日以寫本一校卒」第四册「寬永八年四月四日以寫本一校卒」第五册「寬永八年四月六日以寫一校卒」の如く書寫年月日を明らかにしている。第二册と第三册の順序が逆になつているのは書寫の際誤まつたものであろう。因にこの書陵部本は卷名を闕いている。この寫本は誤字脫字少く善本と思われる。

(13)十六卷十六帖表紙とも錦織布表紙唐草模樣、縱二十三・五糎、横十七・五糎、天三糎、地一・五糎、罫なし八行、十六字詰、奥書に「貞享二乙丑正月吉日／奉寄進御緣起一ノ卷／新田村中／庄屋太郎兵衞／宮夫村中／庄屋甚介／東濱村中／庄屋忠左ヱ門／上池永村中／庄屋七兵衞／石堂村中／所願成就皆令滿足」とある。

(14)『東大寺要錄』第四、諸神社（八幡宮項）。

(15)『大日本古文書』所收「石清水文書」之二。

(16)『安曇族文化の宗教的象徵』九頁。

(17)『八幡宮の研究』一七―一九頁。

(18)前揭書、三八―五四頁。

(19)『八幡宮の研究』七九―八二頁。

(20)同右、八二―八七頁。

(21)「宇佐嶋」『菅政友全集』所收

(22)『續日本後紀』承和十年九月の條「……日向國無位高智保皇神……並奉レ授二從五位下一」とある。

(23)『日本地名大辭典』四、「タカチホ」の項。

(24) 『筑前國續風土記』六に「祭る所の神は、海神の女玉依姫、鸕鷀草葺不合尊の御后なり、日向國高智尾岳にて、神武天皇を產み給ひて後、鼈門山に入給ふとかや、」とある。

(25) 中野幡能氏は八幡神出現の地を小倉山としているがこの説はとらない、「宇佐八幡の發現に關する一考察」『西日本史學』第三號所收、(10)において託宮集が小倉山としているのは、現在社殿のある地を意義ずけるためにした作意であり、八幡出現の時期を欽明朝の終りに比定するのは、八幡神と佛教との早期關連という事實から、その發現の時期を佛教渡來に關係深い欽明朝としたまでのことであろう。

(26) 中野氏の前揭論文による。

(27) 「炭燒小五郎が事」『海南小記』所收

(28) Walter Hough, Fire as an Agent in Humau Culture Washington, 1926, p. 12.

(29) 『八幡宮の研究』八七—九〇頁。

(30) 「玉依姫」『妹の力』所收

(31) 前揭論文。

(32) 「定二大神朝臣宇佐公兩氏一任二大小宮司一以二辛島勝氏一爲二祝禰宜一」(石清水文書之二)

(33) 「弘仁十二年八月戊寅。以二大神宇佐二氏一爲二八幡大菩薩宮司一」(神祇十九神宮司)

(34) 宮地直一『安曇族文化の宗教的象徵』四三頁、柳田國男『妹の力』『海南小記』等

(35) 『日鮮神話傳說の研究』一七七—八頁。

(36) 「炭燒小五郎が事」『海南小記』所收

(37) 『安曇族文化の宗教的象徵』四三頁。

(38) 石清水では故意にその社殿の配置を變え、中心に八幡大神を置いているが、宇佐では三座の中心に比賣大神が祭られそこに告殿がおかれてある。